



差別と解放主体に関する被差別部落女性の認識：
1970年代における部落解放全国婦人集会での議論か
ら

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-05-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊本, 理抄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004312

差別と解放主体に関する被差別部落女性の認識

—1970年代における部落解放全国婦人集会での議論から

熊本 理抄

はじめに

部落解放同盟が毎年開催している部落解放全国婦人集会（以下、全婦）¹において、「部落民」としての身分差別と女性としての差別の二重の差別という表現は、1956年の第1回全婦から登場する²。被差別部落女性（以下、部落女性）³のおかれている実態を二重の差別として認識しながらも、1950年代から60年代の全婦⁴は、部落差別のとらえ方を女性差別のとらえ方に援用していく場となる。二重の差別論は、一般の女性集会や女性解放運動との差異を強調し、部落女性を部落解放運動に結集させる機能を果たした。本稿では、1970年代の全婦資料から、部落女性の差別認識および解放主体認識の変化を検討し、その変化に与えた影響を考察する⁵。

1 女性差別を問う視点の提起と女性としての権利保障要求

部落差別解決を重点課題とする部落解放運動のなかで、部落女性は、女性としての差別認識と権利意識をいかにして高めていったのであろうか。本節ではこの点を検討していく。

1.1 被差別部落内で女性がおかれた状況

1965年の同和对策審議会答申（以下、同対審答申）と1969年の同和对策事業特別措置法を受けて、1970年代以降の部落解放運動は、これらを理論的かつ政策的根拠とした行政闘争を活発化させていく。同和对策事業の進展に伴って、部落解放同盟の組織が各地域で拡大していった1970年代、部落解放同盟中央本部は、地域活動を担う婦人部の組織強化を重要視した。しかし、中央本部の意図とは乖離し、婦人部の組織強化をテーマとする全婦分科会で活発な発言がみられたのは、部落女性の活動に対する夫の反対・阻害、無理解・非協力的な態度や姿勢、それらが引き起こす苦悩や困難についてである。

「家庭内の組織づくりがいちばん苦勞します」⁶との発言は、部落女性がおかれた状況を言い当てている。男性並み、男性以上に生産労働に従事し、生活維持や運動参加のために夫の機嫌をとる感情労働も含めた、家事・育児・介護などの無償労働をし、さらに地域活動や解放運動に参加する、いわゆる「三重の役割」(Moser 1993=1996)がもたらす負担について次のように声をあげる。

解放運動に取り組むことのむずかしさについてつくづくと感じています。(中略)職業婦人として、主婦として、更に運動にと考えますと、どこかにしわよせがきます。(中略)家庭に帰れば食事や多くの家事が待っています。解放運動の会合に出席しようとする、どうしてもそれらがうまくできません。解放運動のたいせつなこともよくわかっていて、ぜひ出席しようと思いがうまくできません。わたしのよな立場の人もわたしのよに悩んでいる人もきっと多くいると思います。解放運動をもっとすすめていく上にも、このような問題をとりあげて解決していくことが大事ではないでしょうか⁷。

婦人部の部員には、専業主婦などおらず、妻であり、同時に一家の働き手でもある部落の女の生活は、それだけでも背負いきれないくらい、労働密度の濃い毎日ですが、その上に、解放運動が加わって来たのですから、私たちは恐ろしいほど忙しい日々を送ることになったのです⁸。

どれだけ多くの婦人を学習活動に参加させるかと考えた場合、家庭にあっている忙しいという意味ではなくって、安い賃金で働いておればどうしても長い労働時間になって、学習したくても時間をもちにくい⁹。

識字教室に行きたくても、解放理論を学習したくても、夫の反対と「三重の役割」に阻まれて参加できず、「勉強が遅れている現状」¹⁰にあると訴える¹¹。女性の活動を阻んでいるのは、夫や「三重の役割」だけではない。「でしゃばるな」¹²、「一段程度が低い女達」¹⁴、「女には何ができるか、女には何もわからない」¹³といった発言が出されるなど、組織内で女性がおかれた立場への思いが吐露される。男性同盟員や男性幹部の女性に対する蔑視や排除、女性の活動への無理解や抑圧、過小評価、女性の決定権の剥奪など、部落解放運動内における性差別体制への批判と、それを改善するよう要求する発言は、全婦でたびたび登場する。

今度の婦人集会に向けても、婦対部の連絡についても、男の方を通じてしか連絡がおりない仕組みを断ち切ろうとわたしも努力したのですが、今のところそれが壁になっている気がします¹⁵。

運動をやっている人間が、自分の奥さんは家においてほしいとか、「女のくせに」とかいう差別意識を持ちつづけ、婦人の活動をはばんでいる。婦人も自覚しなくてはならないが、男も、女に対しては差別者であるという立場をふまえ、婦人問題を組織的な形で学習もし、運動のなかにとり入れてほしい¹⁶。

女のくせにということばがよく出され、支部長会議に臨みます場合もせつない思いをしたことがございました。女のくせにということばの中で私たちはいかに闘っていけばよいのか¹⁷。

家庭、地域、運動において直面する苦難の経験から、部落女性は、婦人部活動を部落解放運動においていかに位置づけようとしたのか、また中央本部に何を求めたのか。次の発言をみていく。

今だに、女に何ができるか、女が決めても決定権はないのだ等と、甚だしいことをいう役員もいる。識字学級や子どもの教育問題の地道な運動の中で、広範な婦人を結集し、解放運動に結集しているが、組織に対してもこうした婦人達の自主的な要求とその活動を積極的に援助し、発展させてゆく、体質改善を闘いとらねばならない。婦人の独自の要求を正しくくみ上げ、その自主性を尊重しつつ、解放運動の中心部隊に育ててゆかなければならない¹⁸。

解放運動の活動家さえも、女性の地位が向上しないのは、女性の意識の低さ、学問のないことなどをよく指摘していますが、女性が男性の下位におかれていることの本質は、そのような問題とはまったく別なところにあるのではないのでしょうか。男性以上の能力、または活動力をもった女性は、昔も今も数多くいます。しかし、「あの人がもし男だったら」とか、「女のくせに」とかいうことばが示す通り、やはり能力や活動力以外のもので、女性は差別されているといわねばなりません。もとより、教育ていどが低い、自立能力に欠ける、したがって、内外に向っての女性の意識の未成熟があげられますが、このような問題は、自からの手で克服しなければ

ならない面もあるでしょうが、それ以前の問題として、歴史的な女性に対する差別観念をとりのぞき、社会的偏見より女性を解放するためには、教育の機会均等、就職の完全保障、そのほか女性にとって不利なもろもろの条件を解消するための、政治的な施策と全国的な運動が必要だと考えます¹⁹。

婦人の場合は活動すること自体が大変なことであります。やれ、育児、やれ家事だのと、その上昼間は働いているという状態で、おまけに、男性の側に家父長的な考えがまだまだ強いのこっていますから、「家のことをほったらかしにして何が集会や」「女はあまりかしこならんでいい」ということも手伝って、増々、婦人を、集会や方針を実践するといった場から遠ざけます。そういう意味においては婦人の場合は目的意識的に活動家を育成する必要があるわけです。男性依存の運動から一日も早く脱皮し、みずからのおかれていた立場を自覚し、理論的にも高まり、解放運動の中心的役割を果たすよう努力しなければならないし、必ずやなし得るのであります²⁰。

苦難に直面しながらも、女性による運動とその実績に、部落女性が自信と誇りをもつようになっていることを、これら発言は示している。部落女性に欠けているのは能力や意識ではない。男性中心の中央集権型組織が、女性が主体性を形成・蓄積・発揮する機会を制限しているためである。したがって、女性の人権を保障するよう、中央本部に対し、社会的制度的な条件整備を要求している。部落女性が中央本部に求めたのは、部落女性の主体性形成をはかるために、まずは部落女性の独自の要求に耳を傾け、自主的な活動を支援するための運動方針を策定し、各都府県連への指導および婦人部の育成に努力すること²¹、意思決定から排除している女性の地位向上ならびに意思決定への参加を実現させること、そのために、女性への教育機会の提供や資源分配を行うこと、女性差別を克服すべく、男性の意識改革、組織の体質改善を行うこと²²、加えて、それらを女性の自主性を尊重しながら行うこと。そうしなければ、部落解放運動の展望はない、とまで公言している²³。

1.2 部落解放運動で女性が直面した苦難

1975年の第20回全婦の総括で出された、「特に中央本部に対する要請」の一つに次のような項目がある。

前記、本集会の欠陥の大部分は、部落婦人の自覚にあることはいうまでもないが、そのこととともに、各都府県連における日常闘争、婦人の位置づけ、婦人部養成の視点とのかかわりなど極めて大きな比重を示している。「婦人がかわれば部落がかわる」が、単なることばとして存在するものではなく、そのために「何を」「どのように」するのかを中央本部（中央婦対部のみではない）として明確な方針を出し、それにもとづく、各都府県連活動の点検と強力で具体的な指導がほしい²⁴。

このような部落女性の要請に、中央本部はいかに対応したのだろうか。全婦では、「婦人が変われば部落が変わる」²⁵の表現が多用される。思想的・理論的に「遅れている」と思われていた「婦人が単なる動員要員ではなく、理論的にも実践的にも大きく成長し、組織の中心的部隊の一つに育った」（部落解放研究所 1980c : 408）と、部落女性の活動を中央本部は称賛している。しかし、部落女性による主体的な活動を中央本部として支援する具体策を明示してはいない。むしろ、発展成長を遂げている「婦人を諸要求に立ち上げさせ、都府県連が正しく組織し、指導することが緊急な課題である」（部落解放研究所 1980c : 151）として、1970年に確立された中央婦人対策部の強化と、各都府県連における婦人部組織の確立を全国大会の運動方針に掲げてきた。部落女性による活動は、部落解放同盟の中央集権型体制の組織化と指導のもとでの「中心的部隊の一つ」であるとみなされていた。ゆえに、部落女性の差別認識と社会的立場の自覚を高めることが、中央集権型組織の継続発展にとっての課題であったのである。

部落解放同盟中央本部の意思決定機関である中央執行委員会の構成委員（以下、中央本部役員）に女性が就いたのは、1975年と1976年に、大阪から選出された川本竜子が最初である。その後、1978年と1979年に、高知の森田益子が選出されている。森田益子が中央本部役員を務めた第34回全国大会（1979年）の運動方針には次のような記載がある。

解放運動家でさえも、家庭にはいれば暴君に変わる姿を往々にしてみうける。このような婦人蔑視、差別観念は、婦人活動家の育成を大きくはばむ要因となっている。たとえば、同盟員再登録運動でさえ、一部の府県では、家長長的登録がぬげきせず、婦人の登録に圧力がかけられたという、なやみが訴えられている。また、全国大会、府県連大会などの代議員ともなれば、婦人が大幅に減少し、各種集会、交渉、狭山闘争などには多くの婦人の動員が目立つ。いまだに婦人を便宜的な動員にはかりだすが、方針を決めたり審議したりする場から婦人をしめだす傾向がある。政府や各行政機関に対し、婦人を政策審議の場に加えよと要求する前に、わが同盟組織内に

において各級機関で強く反省し、婦人の活動を積極的に保障することが大切である。それかといって、婦人は女であることに甘んじてはならない。男性依存の運動から一日も早く脱皮し、みずからのおかれていた立場を自覚し、理論的にたかまり、真の解放運動の中心的役割を果す婦人になるよう、努力しなければならない。また必ずなし得るのである。女は家庭内においても、男よりきびしい差別をうけ学校にも行けず、文字をうばわれ、言葉をうばわれてきた。いまこそ識字運動に参加し、文字をうばい返し、言葉をうばい返しみずからをたかめよう。男よりひどい差別を受けて育ったからこそ、男より自由・平等を求める信念が強いのである。「女の一念岩をも通す」意気ごみで、さらに運動の中核になろう（部落解放研究所 1980c : 497）。

例示されている「同盟員再登録運動」については、1979年の第34回全国大会の運動方針で、「とくに、家父長登録段階の組織では、解放同盟に加入する意志をもつ青年・婦人が登録されず排除されている所がある」（部落解放研究所 1980c : 488）と指摘されている。1980年の第35回全国大会でも、「同盟員登録が、個人登録を原則としながらも、現実には、多くの世帯登録を残している」（部落解放研究所 1980c : 530）と言及している。世帯主である男性が登録され、女性が登録されず排除されていた事実から、世帯登録制度に疑問を抱かせ、女性の自覚を促すことになった。それが部落解放同盟員の個人登録である。意思決定の場に参加できず、動員要員であったことへの憤慨が、上記運動方針の背景にあった。

森田は1960年代、部落女性の理論水準の低さを責める前に、教育の機会均等の権利を奪われてきた部落女性の育成にこそ、組織として尽力すべきと中央本部に抗議している²⁶。森田が中央本部役員を務めた1978年の第23回全婦の基調提案には次のように述べられている。

婦対部の体制強化は、臨時大会を目前にして「婦人中執2名のすいせん」を議題にした婦対部会議の中で、国際婦人年行動の年として、一步を踏み出すものと全員で決意を新たにしたにもかかわらず、種々の情勢の中で、踏みにじられた事実²⁷も、1年間のスタートとして、深く私たちの脳裏に焼きついている。婦人活動家が常に単なる動員要員として視られ、組織の執行機関、決定機関には、常にその一員として認められて来なかった事に対する婦対部の怒りと組織内に於ける婦人活動家育成の足かせに対する怒りは、「意見書」として、中央執行委員会、中央委員会に

提出され、現存する婦人差別の問題を組織に告発していったのです。(中略) 各都府県連をはじめ各級機関に、婦人活動家を育成するために特別の配慮をほらう必要のあることを十分認識してもらおう努力が大切であります²⁸。

森田は、部落女性の主体性形成を、部落女性自身の努力に求めるとともに、中央本部に対しては、組織内部における性差別克服と、組織による部落女性育成のための配慮を求めつづけた。自伝のなかで森田は、女性の指導者が少ない理由を、「女性自身がそれを差別だと見抜く感性が非常に弱いことによる」と述べる一方、森田本人は、中央本部や県連から「ほされ」たと言っている(森田 2012: 112)。森田と長年親交のあった、中央本部役員の藤沢喜一郎は、1972年の第16回全婦で、助言者として次のように発言している。

親支部と婦人部との対立の問題についてはあいまいな解決だったようにも思います。女性べつ視の観念が部落差別の差別意識と同じように、社会意識として持ちこまれ、現存している事実を目をつぶってはいけません。部落の婦人は二重三重の差別の中に生きているのです。差別意識を放置してはいけません。部落解放を闘っている組織内で、もしこのようなことがあればきびしく反省すべきです。役員の中には必ず婦人を入れてください。そして婦人の意見を組織の中で反映させてください。全国大会でも、婦人代議員を必ず一定の割合で出席させるよう決定されています。婦人の意見を正しく反映させていくことは、解放運動をすすめていくうえにおいて大切だと考えています。県連、支部の役員をいまのたたかいの中で婦人がしめることが原則であるということを知ってほしい。婦人は理論の上では勝っているという事例もある。しかし役員におとされている。婦人の奮起をのぞみます²⁹。

役員選出は、水平社創立60年にあたる1982年の第37回全国大会から、それまでの都府県連の推薦に基づく中央役員選考委員会での合議決定方式に変わり、役員選挙のもと実施されるようになった。「中執に婦人の代表が一人もいないということで、中央に要請しても、それを私がやろうという人が、なかなか出ない現実」³⁰を、福岡からの全婦参加者が指摘している。女性のおかれている現状からすれば、選挙を勝ち抜くというのは厳しい条件であったと思われる。その厳しさを回避するために、非選挙対象として、女性の「役員特別枠」を設けるなどの工夫がなされるまでには時間を要した。女性の主体性の問題と同時に、女性が主体性を形成し発揮できる社会的制度的条件整備がなされな

いどころか、部落解放同盟の性差別体制と選挙選考における中央集権型体制が、社会的制度的障壁として、中央本部および各地域レベルに根深く存在していたことを示している。

政府各省交渉に女性の参加が少ないのは、「婦人活動に対する組織の軽視とそして実践の中では大きな力をもちながら理論的には不十分な面が少なくないということ」³¹が理由だと、婦人部活動報告で説明されている。当時中央執行委員長を務めていた朝田善之助は、婦人部による厚生省交渉について、「お前たちにまかしたら、他の要求を全部ボイコットして、保育のことばかりやっている」と怒ったという（森田 2012：88）。婦人部活動の中心に位置づけられ、全婦でも主要議題であった、保育、教育、福祉、生活といった課題に関するとりくみは、朝田にとって、政治や社会を変える力にはならない小さな力だったのだろう。

部落解放同盟にとって婦人部は、全国大会で決定した中央本部の運動方針を「女性の立場で」学習し実践するものとみなされていた。日常生活をとおして、解放理論に関する水準を高め、運動を質的に発展させる。その理論を日常の闘いに生かす³²。そのために婦人部の組織強化をはかっていくよう参加者に要請する。それが全婦開催の目的の一つだった。中央本部の運動方針や解放理論を女性の立場で検討し再構築することは、全婦にも婦人部活動にも求められてはいなかった。

家父長制を批判しながら、「親支部」「婦人部」と自らの組織を表現し、「遅れている」部落女性に理論学習を要求する発言がくりかえされる。日常生活のなかから生まれる部落女性の要求闘争、およびその基盤になっている彼女たちの思考は、被差別部落男性（以下、部落男性）が行う政治的・経済的要求闘争、およびそこから生み出される部落解放理論よりも低い水準であり、遅れていると序列化されたのである。したがって、部落女性は、常に自らの活動や思考を部落解放理論や部落解放同盟の運動方針と照らし合わせながら学習し、要求闘争を質的に発展させていくことを求められた。運動内における解放理論構築と意思決定から排除された女性には、生活圈である家庭や地域において、生活に密着した課題へのとりくみが期待された。男は理論、女は実践、男は政治的要求、女は生活的要求という権力関係と序列構造があったと言える。

1.3 女性としての権利保障の要求

運動や生活で直面する苦難の経験は、女性としての権利保障の要求闘争へと広がりを見せた。男女同一賃金の要求を中央本部の運動方針としてとりあげるよう訴える部落女性の発言を以下にあげる。

わたしは失対に行っていますが、近頃は失対に行っても男手が少ないので、男の仕事をするし、仕事はほとんど同じようにやっているとします。しかし賃金は同じではありません。市長さんにもお願いしていますが、なかなかうまくいきません。(中略) 子どもを立派に大きくしていくことは、母の責任でしょうが、わたしはまじめに働いて、子どもを育てるために頑張りたいと思います。男女同一賃金を要求するのは当然だと思います。(中略) 本部でも大いに取り上げてほしいと思います³³。

いま、私たち女性を差別するしくみの中で、男女同一賃金ではないんです。私も下請けの工場に働きに行っておりましたけれども、男の人と同じように仕事をして、私は、その男の人の三分の一位しか給料をもらってないんです。だから私たちの目的はね、男とっしょの賃金を獲得しなければならないということで、男女同一賃金を要求して闘う決意しております³⁴。

「男の仕事」をし、「男の人と同じように仕事」をしてきた部落女性による、男女同一賃金の要求であった。さらに、妊産婦対策を「権利」として位置づけながらの行政闘争が展開されていった。部落女性が母体の危険をかえりみずに働き、産休や失業保険もないために人工妊娠中絶に追い込まれる。くりかえされる人工妊娠中絶や産前産後の保障の欠如が、生命と健康を脅かしている。出産費用がない。重労働が未熟児出産や異常出産、乳児死亡率、死産、早産の原因になっている。母子手帳に妊婦対策が書かれていても読めず、手続きもわからない。こうした実態に、「差別の本質」という部落解放理論を照らし合わせてみる。

もし夫に立派な仕事があり、収入があればこの問題はなやみにならない。(中略) この婦人が大会社か官公庁、銀行などに働いていたなら、産前産後7週間の有給休暇、多額の分娩手当が保障されているはずです。それなのにそのような仕事につけないのは差別のためだということがわかりました³⁵。

大阪の一婦人が「にんしんしたがお産の費用がないので困ったがなんとかならないだろうか?」と支部に訴えてきました。(中略) その時みんな差別の本質に照らして考えたのです。人間として婦人としての当然のよるこびであり、権利であるはずのにんしんが苦しみに変るのはなぜだろう、もしわれわれ部落婦人がまともな仕事についていたなら、お産の費用は勿論、産前産後の有給休暇が保障されている

だろう、この婦人のなやみは多かれ少なかれ部落婦人がもっている共通のなやみであり、これこそ当然「同和」対策として部落婦人の出産、育児を保障させるべきだとして闘いは急速に広がり、全国的に多くのにん産婦手当の支給を勝ちとることができました³⁶。

部落差別のせいで、被差別部落の女性も男性も、就職の機会均等が保障されていない。部落差別は、安心して子どもを産む「女としての」特性や権利を奪い、「部落の女性が二重、三重の差別にさらされている」³⁷。「部落の子どもたちは母親の胎内から、もう差別を受けて」³⁸いる。「このような実態を部落差別を^{ママ}とらえて婦人の力強い闘争のなかからかちとられ」³⁹たのが妊産婦対策である。

幼い命と、命を産み育てる部落女性の権利擁護をはかる闘いとして、権利要求のための組織である「妊産婦を守る会」を結成し、学習会を開催したり、保健行政との交渉で巡回訪問指導・診察の権利を獲得したりした。権利は自らの手で獲得していくものである、という部落女性の権利意識と自立意識の向上をはかることと、部落解放運動のさらなる発展のために闘う部落女性を育てることを目的とした組織化であった。1969年にはじめて妊産婦対策費が大阪市でかちとられると、その動きは全国に波及した⁴⁰。

さらに、部落女性にとって、生活保障と仕事保障の観点から欠かすことができなかった課題が、保育である。生活を支えるために出産後も働かなければならない。行商、くず買い、土方という朝早く夜遅い仕事しかない。保育所は、「保育に欠ける子」の枠で入所を決定するため、失業中であつたり内職をしたりしている被差別部落住民の子どもは保育所に入ることができない⁴¹。そうした実態から、保育所入所時の保護者組織として、「保育を守る会」を結成する動きが広まった。会は、女性が働くための条件整備および女性の労働権保障として、保育所設置や長時間保育、産休明け保育、病児保育を同和対策事業に求めていった。長時間保育を求めるため、保育労働者の要求も取り入れながら、働く女性の労働条件の改善も求めた。就学前教育の視点から、子どもの発達と保育権を守るために行った保育所設置要求闘争は、単に設置要求に終わることなく、母親が仕事に追われて育児や子どもの教育に時間を費やす余裕がない、という生活に直結した要求として、保育内容・条件、教育内容・条件に関する具体的な要求闘争を展開していった。厚生省との交渉をつづけた森田益子は、「このたたかいは、日本の保育行政というものを少しは変えさせたという自信をもっています。(中略)部落の女たちの願いが、このようにすべての子どもを守ることに広がって行ったこと」がうれしく、忘れられないと述懐する(森田・もろさわ 1991: 88-9)。

女性としての権利保障の要求は、部落女性に新たな視点と自覚をもたらし、学習への意欲を高め、組織化を進めた。次の発言はそのことを示している。

私たちが生命を生み、生命を育てるというふうな強い意見のもとに、一人ひとりが自分の問題として発言をし、そしてたたかいることができました。そのなかで、婦人が本当に権利という問題を自覚し、大きな組織化をすることができました。(中略) 大きく婦人の発展をみました⁴²。

炊事・洗濯・育児と男より何倍かの労働をかかえた中で、一日男性と同じように務めを果たしていく中で、しいたげられたものの苦しみは、同じ運動をやっている男性の仲間にも理解はしてもらえない不合理が、婦人の学習に対する意欲となって、今日の運動の発達があるのだと思う⁴³。

部落女性に芽生えた、女性としての立場と女性の権利への自覚は、以下の発言にあるように、婦人部の組織のあり方も変えていった。

初期の段階では、親組織がだした要求がそのまま婦人の要求でもありました。しかし次第に闘って行き、婦人の自覚がたかまるにつれて婦人でなければ感じない苦しみ、要求がでるようになりました。(中略) このような具体的な要求は男性依存の解放運動の時代には全然出なかった要求です。婦人の自覚こそ今まで想像もしなかった独自要求となりました。この自覚にもと^{ママ}づく要求闘争こそが、各地で婦人部をつくり組織全体の質的向上をもたらしたのです⁴⁴。

私たちは解放運動は婦人の力で、今までのように男性依存から抜けだし、自ら学習し、行動し、理論を身につけてガンバリたいと念じて婦人部を結成しました⁴⁵。

各支部に婦人部が結成されているというよりも、現実には婦人対策部というようなもので、婦人部が組織されているのではないのでしょうか。この婦人部が変われば世の中が変わり、解放運動の先頭に立ってたたかうのは、すべて婦人であるといわれているのに、婦人対策部というよりも婦人部を組織したときに、自らの心がまえが変わってくると思います。大阪においても、婦対部とよんでいた時代よりも、去年婦人部を府連に結成したとき、それから以後の婦人の自覚はめざましいものがあ

たと思います⁴⁶。

全婦の運営も1970年代に変化していく。「婦人集会で、婦人活動に実際にとりくんでいない男の活動家が助言しているけれども、それで本当に婦人の活動を実際にふまえて発展させることができるのかという疑問」⁴⁷が出されたり、「女の人がきちっとしてへんから男の人がきて補足するみたいを感じるんです。女のひとりとして、なんかばかにされているような気がしたんです」⁴⁸という異議申し立てがなされたりするようになる。1971年の第16回全婦からは、女性活動家数名が分科会の助言に入るようになり、1975年の第20回全婦からは、すべての分科会の助言者の構成メンバーに必ず1名は女性を入れ、「助言者も、婦人活動者が中心に担当すべき」⁴⁹とされた。「今までの本部案の形式的な承認でなく、日程、動員、分科会、全体の構成、スローガンの一句一句まで婦人の手で検討をかさね（中略）基調提案も婦人自から執筆しようということが申しあわされ」⁵⁰たのは、1974年の第19回全婦であった。「婦人によって企画され、婦人によって実行」された1975年の第20回全婦について、「どれもが苦しいとりくみであったが、本集会を通して「何でも頑張れば婦人の手のできる」という自信をそれぞれがもつことができた」⁵¹と報告されている。

部落女性もつ独自の役割への認識、運動のなかに占める自らの力量への自信、女性としての権利意識とその自覚に基づく要求、男性依存から抜け出そうとする意識が、部落女性の活動を活性化させた。組織の男性が女性を「指導」する意味合いをもつ「婦人対策部」ではない「婦人部」への強い思いはその象徴であった。被差別部落内外における抑圧や差別に対する告発の段階から、自らの課題に自らが向き合い、自らに必要なことを自らで実践するという意識の転換がはかれると、男性依存の「婦人対策部」から脱却して、目的意識をもった自発的なとりくみを発展させていくようになった。

1.4 女性解放運動と部落女性の出会いとすれ違い

このように、部落女性が、女性の権利を自覚し、女性としての主体的な運動を展開していこうとする変化の背景には何があったのだろうか。以下の発言から、差別と解放主体に関する認識の変容に、1975年の国際女性年が影響を与えたとみることができる。

昨年の国際婦人年は私たちに問いかけました。たてまえでは男女平等といいますが、ほんとうにそうなのでしょうか。なぜ、男性と同じように働きながら、男性の賃金の半分以下しかもらえないのでしょうか。子どもを産んで育てる社会的保障が

ないのはなぜですか。皆さんもご承知のとおり、国際婦人年の世界大会で、世界行動計画が採択されました。これには日本政府も賛成の意を表しています。従って、私たちは、これを闘う武器として、婦人解放運動を有利に展開できます⁵²。

今後は、母性の完全保障と婦人の働らく権利を結合させ、安心して働ける安定した婦人の仕事保障を要求して斗っていくと同時に、「婦人が働らく」ということについての正しい理解を広めていく必要があります。大阪府連では、国際婦人年を契機に、家庭科の男女共修を要求して府交渉を行ない、「男女の役割分担論」の見直しをすすめてきましたが、まだまだ、女の仕事は「こしかけ」的であったり「家計補助」的であったりといった状態です。「働きざかりの男の仕事もないのに女のしごとどころじゃない」という安易さが、婦人を低賃金の内職やパートに追いこんでいる現実をしっかりとみすえ、「何人も、働らくことは生きる権利である」との立場から、婦人の意識変革のための学習活動を柱にすすめていきたいと思えます⁵³。

国際女性年を契機に、全婦では1976年から、女性共闘に関する決議が採択されている⁵⁴。1977年の第22回全婦の集会決議では、「この底辺の、そしてさらに最底辺に置かれ虐げられてきた部落の婦人たちが、一昨年国際婦人年を契機に今こそ立ち上る時がきた。1975年の国際婦人年を私達部落解放同盟の婦人はその中軸として、あらゆる差別を解消する先駆者たらんと、民主的婦人団体との共闘の中で闘いぬいてきました」と述べ⁵⁵、1979年の第24回全婦の集会決議では、「女性がこの婦人解放を主体的にたたかう時に欠くことのできない条件は女性自身の人間としての自立、すなわち経済的独立であります。労働権を保障させ、生存権を確保することが必要であります」と述べている⁵⁶。

国際女性年世界会議で採択された世界行動計画に基づき、日本政府が1977年に策定した国内行動計画について、部落女性は、「施策のすべてが、中間層の婦人、組織されている婦人労働者に基準が当てられている。最底辺の婦人や、パート・臨時等の未組織婦人労働者の状況が全く無視されている」⁵⁷と批判し、政府交渉を行った。それは、「この闘いができるのは婦人の中でも一番圧迫されている私達解放同盟の婦人しかいない」⁵⁸との思いによるものだった。1978年の労働基準法改悪阻止のとりくみも、「パート・臨時工が多く、生理休^マかどころではなく、母性保護は全く無視された無権利状況におかれて」いる部落女性の立場から、共闘に参加していくようになる⁵⁹。女性労働者との共闘は、部落女性の労働実態、労働権保障、母性保障を、女性差別や女性の権利の視点から

とらえる契機となり、部落女性に意識変革をもたらした。国際女性年を契機に広がりをもせた女性共闘は、運動や生活に浸透している性別役割分担意識を問い直す視点を、部落女性に獲得させた。そのことを次の発言は示している。

社会的に作られた男女役割分担論は私達、部落差別と闘う者の中にも反映されています。婦人が集会に出る時は多くの婦人の意識の中にもありますが、家の用事をすませた上で、何もかも家のことを整えておくことが活動する上での前提条件となっているのではないのでしょうか。だから婦人が集会に出る時は「おとうちゃん悪いけど行かせてもらうわな」とか、それこそ頼みこむようにして行っているのではないのでしょうか。私達はこのことについて気づいただけでも意義があったと思います。今後はこのことを足場に婦人差別と闘う婦人部になっていきたいと考えています。そうすればさらに、他の婦人との共闘がすすむのではないのでしょうか⁶⁰。

女性の人権に関する国際基準との出会い、それを「武器」とした日本の女性解放運動との共闘が、部落女性に及ぼした影響は大きかった。自らが経験する女性差別を問い、自らがおかれた立場から女性の権利の実現を求め、女性自身による主体的な運動を展開していく認識を深め、その認識にもとづく実践を加速化させた。国際的な人権基準や女性解放運動との出会いが、部落女性の認識と実践を理論化させ、正当性を与えたことで、部落女性に自信と勇気を与えた。

しかし一方で、女性解放運動とのすれちがいが顕在化するようになる。部落女性活動家による座談会では、一般の女性解放運動と部落女性の解放運動がめざす解放のありよりの相違について、次のような発言が出されている。

今年は「国際婦人年」ということで、(中略)他の運動の婦人たちと討論もするのですが、やはりいくつかの問題を感じないではいられません。私たちは、差別の苦しみのなか、その生活のなかから、地域で一つ一つ具体的に闘い、そして勝ちとってきたという実感もっています。しかし私の参加した大阪での国際婦人年に関するいくつかの会合に出てみて、そのような闘いの経験にふまえられた発言や討論があるかという、あまり見ることができませんでした。私たちが奪われてきた権利をひとつひとつ奪い返していくという認識にたって闘ってきたのは、差別されていた部落の婦人だからこそできたのではないか、ということを感じます。(中略)やはり現実のなかで、黙ってしまうのではなく、怒る婦人、怒る運動というも

のをやってきたという実感をもっています。それは解放同盟の誇るべき闘いです。(中略) 学習会などはさかんでも、現実の生活に密接した運動は、ほとんどなされていない現状だと思います。(中略) 部落問題、婦人問題を、真に自分自身が闘っていないための弱さです。(中略) たしかに他の民主団体や政党を比べると、私たちは格段の理論的成長をみえています(座談会 1975: 97-9)。

女性解放という運動は、女性のおのれ自身、現在生きているおのれ自身の闘いですが、私達は、ずっと歴史もありますが、これからの、子孫につながる闘いとしてもやっている。単に女性解放、おのれ自身に対する解放をめざすものではない。(中略) 自分自身の解放、自分の今日の解放を願うのが彼女らの姿です。しかし私たちはそうではなく、今までの歴史過程とともに、子孫に対する解放を闘っている。(中略) 部落の女性は歴史的、社会的に共通のものをもたされ、共通のもの闘っている。そこがちがう(座談会 1975: 106-7)。

一般の女性解放運動と部落女性のすれちがいはいかなるものだったのだろうか。歴史家のもろさわようこが部落解放同盟と行っているやりとりから検討してみたい。

第17回全婦(1972年)の記念講演を務めたもろさわようこは、その翌年、部落解放同盟中央本部の谷口修太郎と対談している(もろさわ 1974: 169-93)。この対談について谷口は、「きょうの話はかならずしもかみあっていない」とまとめている。部落女性の運動が一般に認知されていないのは、女性問題の専門家がそれを取り上げず、取り上げても、「部落差別を一般化して問題をはぐらかす」からだと批判する谷口に対し、もろさわは、「部落解放運動においても、部落解放の場からの独自の女の解放路線をうちださず、男たち中心の部落解放運動を補完するかたちで婦人活動を位置づけていないか。(中略) こうしたことが部落解放における婦人活動を一般に知らせない原因にもなっていると思う」と答えている。谷口ももろさわも、部落女性の解放運動が一般に知られていない理由の一つとして、部落問題を自分の問題としてとりあげる姿勢が「運動」側でないことをあげる点では一致している。しかし、この「運動」として批判する予先が両者では異なっており、谷口は、女性解放運動の無関心や無理解と問題のはぐらかしに向け、もろさわは、部落解放運動の女性差別と男性中心性に向ける。

対談のなかで、もろさわは一貫して、部落解放運動における「男女差別」や「男たちのおくれた姿勢」を問題にする。それに対して、差別の本質論で部落差別と女性差別を解釈する谷口は、「いら立ったような言い方」で、女性差別を、「男」「女」という対立

でとらえると、女性差別の本質を見誤る、ともろさわに反復する。

谷口は、部落のなかで最もしわ寄せを受ける部落女性こそが、自分の生活問題を取りあげて組織化し、その現実を差別として位置づけることに運動の発展がある、と、もろさわによる部落解放運動批判の論点をすりかえる。差別・迫害によって可能性を奪われ、人間を踏みこまれた部落女性が、奪われた文字を自らの力で取り戻す識字運動をとおして、差別や迫害の厳しさと自身の生き方を自らの力で明らかにし、人間として生きぬいていく。自らの生き方を見つめるなかで、差別、自身の立場、解放を認識する。日本の教育、現実、歴史を告発し、解明し、さらに変革していこうとする。その闘いのなかに、解放の道筋や解放の思想がある。その運動を「みんな知らないし、知ろうとしない」。その理由を、谷口はもろさわに問いかけ、「これからの仕事を部落の婦人を基本にすえて考え直す」ことが、もろさわにとって大切だと切り替えている。

一方のもろさわは、部落女性の活動がもつ特徴や魅力を次のように語っている。それは、「生活と労働の一体化が当然なこととしておさえられている」こと、性別分業体制を維持できるゆとりがなかったからこそ、部落女性が人間的に墮落していないこと、生活に追われ教育も受けられず、文化的な生活も保障されなかったみじめさと闘い、生きることを獲得してきた部落女性の生き方に女の解放の基本的な姿勢をみること、「近代家庭の主婦たち」が性別分業という欺瞞と抑圧に満ちた生活のなかで生きがいを喪失している一方、部落の女性は結婚のなかに生活保障を求めず、解放をかちとっていくことが仕事保障の闘いとなっていたこと、である。部落女性は理論以前に自立の精神を確立しているのだから、解放を理論的に解釈しようとする部落解放活動家こそ部落女性に学ぶべきだ。そのようにもろさわは提起する。部落女性による解放運動は、男性や被差別部落外の人たち、革新運動を担ってきた人たちに自らの立ち位置を問わせるものであり、日常次元での自身の生き方と特権的な状況を否定すべく自己変革をせまるものである、だからこそ意義もあるが困難性もあると主張する。

森田益子のききとりをまとめた書においても、もろさわは、「部落差別をラジカルに告発する部落の男たち」においてさえも、「最底辺から立ち上って人間解放を言う男たち」においてさえも、女性差別が存在すると告発している（森田・もろさわ 1991：153）。もろさわは次のように指摘する。「支配・被支配の差別のある社会の出現は、男たちによってだけもたらされたのではなく、女たちもまた共犯関係が大きいのです。（中略）同じことは部落解放運動にも言えます。差別をなくし一般なみのくらしと待遇を求めることは当然であり、それはさっそくに実現させなければならないことですが、一般といわれる人たちが権威・権力・金力に価値を置き、利害得失による人間関係をあたりまえとし

ていること、無批判のまま部落の人たちがその身に帯びてしまったら、部落の輝かしい解放は展望できそうにありません」(森田・もろさわ 1991: 156)。

森田の自伝によれば、「中央本部は部落解放同盟の中へ分断を持ち込んだということ」を理由にして、それ以後、もろさわ先生を拒否して、どこの支部でも講演が差し止められたそうである(森田 2012: 293)。森田自身は、尊敬しているもろさわが主催する会に参加したときのことを、「とても窮屈で、集まる人びとの層がまったく違って、プチブル的な層の人ばかりでした。もちろん、革新的な人ばかりでしたが、それでも我々とは全く層が違っていました」とふりかえている(森田 2012: 294)。もろさわが血縁関係を否定していることについては、「私らの考えとは妙に合いません。やっぱり一番身近な親の恩、両親の苦勞というものを見てきているので、その人らを退けてということにはなりませんし、思想的にも私には合わなかったです」と述べる(森田 2012: 295)。

森田がもろさわに感じた思想的なすれ違いは、先の座談会で部落女性が述べている、一般の女性解放運動に対する違和感と共通するものがある。森田の思想は、自らが失業対策事業で働けなかつた気づいた、賃金の男女差への疑問、そこから闘ってきた同一労働同一賃金の要求、生活保護費の男女差は正要求、子どもを守る保育や教育の闘い、貧困だった体験を原点にした仕事保障要求闘争といった、現実の生活における実践のなかで生み出され獲得されていったものである(森田・もろさわ 1991; 森田 2012)。さらにそれは、個人の権利保障を要求する闘いではなく、被差別部落という共同体性と、次世代という歴史性を念頭においた権利保障の要求闘争のなかで構築されてきた思想である。女性解放運動が個人としての女性の権利を求めてきたのに対して、部落女性にとっての女性の権利とは、自分につながる歴史性、自分がつむぐ歴史性、自分が生きる、家族や地域、運動体組織の共同体性と関連をもちながら、自らが現実の生活のなかで獲得していくものである。その歴史性と共同体性が女性にもたらず苦難や矛盾のなかで葛藤しながらも、歴史性と共同体性を共有し、共に部落差別と闘ってきた部落男性に、内包する差別を告発していくことは、もろさわが言うほど容易なものではない。家庭、地域、運動内における差別に抵抗し、部落女性が個人として生きていく道筋をもろさわは提示してはいない。

先の谷口との対談においても、森田に対する発言においても、もろさわによる部落男性への告発は、「共犯関係」にある部落女性にも向けられている。部落差別と闘う解放運動においてさえ、なぜ女性蔑視があるのか、部落女性はなぜその差別と闘わないのか、と告発する。「人並み」「一般並み」の生活保障を求めることは、差別構造によって成立

するマジョリティ社会への同化であって、それは支配構造を維持することになり、そこに部落解放運動の展望はない、ともろさわは断言している。

部落解放同盟は、1957年の第12回全国大会で、「部落に日常生起する問題で部落にとって、部落民にとって不利益な問題は一切差別である」と定式化した。被差別部落の生活実態を差別にとらえる部落解放同盟の差別理論ならびに生存権保障を求める行政闘争のほうで、日本の女性解放理論や女性解放運動よりも、部落女性にとっては、差別認識および差別からの解放のありようの認識を深めやすく、また実践しやすかったのだと、わたしは考える。歴史のなかで巧妙に、社会構造や社会意識として組み込まれ刷り込まれた性差別に気づくような生活や思考の余裕が、部落女性にはなかったであろう。しかし理論化はできなくても、自らの生活経験から、性差別の問題の本質を体得していたところに、国際女性年を契機として、女性差別や女性の人権に関する国際基準と出会ったことで開眼し、自らの意識化・理論化のめざす方向性を感覚的に見いだした。その目覚めを、なぜ日本の女性解放運動との出会いで得られなかったのだろうか。

もろさわは、部落解放運動が現在に至るまで内包している問題に対する鋭い洞察力を有している。部落解放運動に対する辛辣な提起も的を射ている。しかしその問題提起は、部落女性にとっては理想論にしかすぎず、ある程度権利が保障され、自立的条件のある女性たちによる、「強者の論理」ととらえられたのであろう。もろさわが部落女性に敬意と関心をもち、期待をかけていたことは理解できる。しかし、部落女性のおかれている深い現実を直視も認識もし得ず、目前の困難を突破するための具体的な方向性や政策を提示しなかった。そのため、生存と尊厳を求めて闘っている部落女性の現実からすれば、もろさわの提起は観念論にすぎず、その距離が違和感をもって受け止められた、とわたしは考える。

部落女性のおかれた実状と、生存と尊厳を求めた抵抗運動のなかで、部落女性に受け止められたのは、部落解放運動による差別認識と解放理論であり、かつ行政闘争と同和対策事業であった。さらに、1970年代後半になると、さまざまな女性のおかれている現実のなかから生み出された、女性の人権に関する国際基準が、部落女性に、理想と現実の距離を縮める多様な政策を提示した。もろさわは、部落解放運動や女性解放運動にとってのあるべき姿を提示はしたが、現実のなかを生きる部落女性が歩み出すに至る動機と、そのあるべき姿へ至るまでの具体的な政策を提示しなかった。部落解放運動が、「部落民」としての差別認識と差別からの解放を提示し、女性の人権に関する国際基準が、女性としての差別認識と差別からの解放を提示したのである。加えて、それが多様なかたちで提示されたことは、部落女性に選択肢を与えるという意味においても重要であった。

被差別部落内の女性差別を認識しながらも、生きることが最優先であった部落女性にすれば、「女性」という共通性以上に、差別の現実と、差別への抵抗運動を日々共有する、部落男性と部落解放運動への距離が近いものであったと思われる。その部落男性による差別と部落解放運動内の差別に対して、部落女性は声をあげてきた。なぜその声が社会に伝わってこなかったのか、なぜ部落女性がより強く声を出すことができなかったのか、それを問題にするのではなく、当事者である部落女性に、部落解放運動内の女性差別の存在を指摘し、声をあげろ、と提起する。そのことが、「あなたに何がわかるのか」、「あなたにわたしたちの苦しみはわからない」との反発を抱かせ、溝を深めたのであろう。

もろさわは、権利を奪われ、苦難のなかで、生き、闘っている部落女性の生き方を、女の解放の基本的な姿勢だと理想化する。また、他者に自己変革を迫るものとして、部落女性の解放運動を意義づける。さらに、部落解放運動の展望のためにと、支配・被支配の差別構造を変える闘いを部落女性に求める。これら期待や要求は、部落女性をとりまく現実を見えなくし、部落女性がおかれている状況を変えもしない。もろさわが有する強者の特権を、部落女性は敏感に感じとっていたのであろう。女性解放運動と部落女性のすれ違いの理由はここにあった、とわたしは考える。

婦人集会なのに女性差別の問題があまり出ない⁶¹、と助言者から指摘されるほどだった全婦の議論で、わずかではあるが下記のような発言がみられる。

今まで私達は、女性がなぜ差別されるのか考えてもみななかったし、女の立場が社会の中にどのような形で置かれているのか、知ろうともしなかった。(中略)部落の差別も、女性差別の根は一つなのです。(中略)婦人は部落の差別に怒りを感じると同時に、女性差別を見抜く力をもたなくては自分を変えていくことはできません⁶²。

私たち婦人は、保育所運動、妊産婦対策、と婦人独自の要求を組織し、闘ってまいりました。(中略)しかし、婦人部にとって大事なことが抜けていたような気がします。それは、婦人差別に対する闘いを闘うということです⁶³。

私たち部落の婦人は、部落差別と婦人差別の二つをうけており、部落の男性ほど、より女にたいする差別が強いとも言えます。自分の家庭内の差別を見のがしては、部落解放運動にはなりません。婦人差別をきびしく見ぬいて、女としての権利が主張できる婦人、そしてまた、義務も果たす婦人になりましょう⁶⁴。

「部落の婦人はいろんな差別の中におかれてきながら、それに気づかずに差別に甘んじたかのような生活をしてきた。部落解放運動がすすむ中で私達もめざめて、不利益に対しては要求運動に立ち上がって、このような集会にも集まってこれるようになりました」⁶⁵との発言、さまざまな活動や集会に参加するなかで、「自分自身が部落出身者やとわかったわけですが、(中略)自分が女だということを一度も考えたことがなかった」⁶⁶との発言は、部落解放運動や全婦への参加が、「部落民」としての社会的立場を部落女性に自覚させたことを示している。換言すれば、部落女性を位置づけている、「女性」としての社会的立場や女性差別のとらえ方について、部落女性が自覚できる女性解放理論や女性解放運動に出会わなかった、むしろ違和感をもってそれらを受け止めていたとも言える。部落女性を不在とする女性解放運動に比べて、さまざまな問題をはらみながらも、女性の存在を包摂して、社会的立場の自覚を促し、学習と実践を働きかける部落解放運動との距離のほうが、部落女性にとっては近かったのである。

2 部落解放運動と女性解放運動の狭間で生まれた理論的・実践的葛藤

運動や生活で直面する苦難の経験から、部落女性は、女性差別を問う視点を部落解放運動に提起するようになる。さらに、女性としての権利保障の要求を結合させた行政闘争を展開していく。そこには国際人権基準との出会いが影響していた。部落解放同盟中央本部は、こうした部落女性の動きをどのようにとらえていたのだろうか。

2.1 一般女性が受ける差別との相違の強調

第17回全婦（1972年）は、全婦の性格として、「日常のたたかいと結合した学習活動を深め、部落の婦人のおかれている社会的立場を自覚させ、理論的水準を一層高め、たたかいの伝統を正しく受けつぎ、運動を質的に発展させる」⁶⁷ことを位置づけた。「社会的立場の自覚」は、戦後の部落解放理論で盛んに用いられ、1970年代の部落解放同盟の運動方針でもくりかえし言及されてきた概念である。部落差別の本質に関する科学的な認識、部落差別問題を解決していく現実的な方策の確立、「部落民」のもっている要求を実現していく闘争過程、それらを通じて、「部落民」としておかれている歴史的・社会的な使命や関係を自覚させることが部落解放運動の重要な意義とされた。

1970年代初頭、部落解放同盟中央執行委員長の朝田善之助は、「二重差別」という表現を問題視し否定する発言を重ねている⁶⁸。朝田によると、生産関係に組み入れられた

なかで男性より低い地位で差別された状態におかれているのが一般の女性だが、部落女性は、生産関係にも組み入れられないことが問題であり、「部落の婦人のおかれている社会的立場が、一般婦人よりもはるかに条件が悪いと言うことに今日の部落差別の社会的存在意義がある」ため、部落女性が二重の差別を受けているといった表現は不適切であり、「ひとつの差別が、一般の婦人の差別よりもはるかにきびしい差別を受けていること」の自覚が必要だと述べている（『解放新聞』1971.12.20）。

1972年の部落解放同盟第27回全国大会の運動方針には次のようにある。

婦人がおかれている社会的立場に対する自覚は低い状態にある。一般的にいて、部落の婦人だけでなく、一般婦人も社会的に差別を受けている。それは、婦人が社会的に差別される以前に、すでに生産関係において差別的に位置づけられていることに、起因している。部落の婦人は、一般婦人と異なり、差別の本質である主要な生産関係から除外されている。そのため、部落の婦人の社会的立場は、一般婦人よりもきわだって厳しい状態におかれている。このことを正しく自覚することは、婦人活動家にとって欠くことのできない条件となっている。部落の婦人の完全解放は、それを起因として、発展させなければならない（部落解放研究所 1980b：428）。

さらに、1973年の第28回全国大会の運動方針では、部落女性の活動が下記のように批判されている。

婦人活動の分野において、2、3年来問題となっている婦人の社会的立場の自覚に関する問題については、部落解放同盟としての共通理解は、好ましい状態で発展していない。婦人活動家の間では、一部に自己の経験や、現在の実践と最善とする主観的態度が強く、多くの場合、婦人の問題を掘り下げる上で障害となっている（部落解放研究所 1980b：440）。

これら中央本部の運動方針を受けて、1973年の第18回全婦の基調提案は次のように述べる。

わたしたち部落の婦人は、一般の婦人よりもなお社会全体における地位は低い状態におかれています。（中略）一般の婦人は生産関係には受け入れられているが、その中で地位が低い、男性と同様の賃金がもらえないなどの差別を受けています。

しかし、部落の婦人は、その生産関係にも組みこまれない状態におかれています。したがって、部落の婦人は、ただ単に婦人として、部落民として二重の差別を受けているということではなく、おのおのの社会的地位を決定する生産関係に一方は組み入れられた中で差別を受けている。しかし、他方、部落の婦人は、その生産関係に組み入れられないうちに差別を受けているのです。この相違を正しく理解しなければなりません⁶⁹。

朝田が行った二重差別論の否定は、部落女性の場合、異なる二つの形態の差別を同時に受けているのではなく、女性差別より部落差別のほうが深刻かつ差別認識として重要であって、その部落差別は、女性であることによっていっそう厳しい形で、部落女性に顕在化しているのであるから、部落差別の本質を理解する必要がある、と理論立てている。「社会的立場の自覚」の強調も同様で、部落女性は、「部落民」であり「女性」であるのではなく、「部落の婦人が共闘、統一行動をとりくむ場合には、まず自分が部落民であり、差別されているという社会的立場を十分に自覚することが大切」⁷⁰だとする。

一般女性が受ける差別との相違を確認し、部落女性のおかれた社会的立場を自覚させることで、中央本部による運動方針や解放理論の正当性を改めて示す必要を認めていたのは、全国各地で女性共闘が展開されるようになっていたことが背景にあると思われる。共闘に部落問題をもちこみ、部落問題の位置づけを共闘のなかで明確にすること。女性労働者に、部落問題の理解と自らのかわりへの自覚をもたせ、共に階級的立場で資本主義社会と闘うことの重要性を認識させること⁷¹。それが部落女性に課せられた共闘の役割だと、中央本部は提案している。この共闘の必要性が論じられる際に、一般女性が受ける差別との差異と、「部落婦人のおかれている社会的立場の自覚」がいっそう強調されている。それが結果として、「部落民」としての差別認識と社会的立場の自覚を強化する効果を生み出したのである。

1970年代初頭の全婦参加者からは、次のような発言がたびたびみられる。

私たち解放運動に参加している婦人は、自己のおかれている社会的立場を自覚しなければなりません。(中略) 一般に、婦人が今日差別をうけているのは、社会的生産関係においてすでに男女の差別があり、そこでは同じ労働をしても同じ賃金がもらえず、労働条件においても男性より悪い待遇をうけています。それ以上に部落の婦人は、就職の機会均等が行政的に不完全にしか保障されていないために、主要な生産関係から除外され、土方や日雇いその他の雑業に従事しなければならない状

態におかれています⁷²。

私たちは、一般の婦人よりも、ますます低い地位にしずめられていくということは現実の問題であり、わけても部落の婦人は、一般の婦人が保障されている市民的権利が保障されていません。なかでも、差別の本質である就職の機会均等の権利が、行政的に不完全にしか保障されていないために、主要な生産関係から差別によって除外されています。それゆえに、部落の婦人の社会的立場が一般の婦人よりもきわだってきびしい状態におかれています⁷³。

部落差別認識を優先させる差別認識論と、「部落民」としての社会的立場の自覚を優先する社会的立場論に関する同じ語りが生まれている。これは、語りがいかなる意味もっていたことの現れなのだろうか。部落解放運動に参加するまでの部落女性の状況が、以下のように説明されている。

戦後、日本の社会は民主的改革によって大きく変り、婦人の地位も向上しました。男女平等が新しい憲法によって規定されはじめて選挙権、被選挙権をもつことができました。働く婦人や進歩的な主婦たちは、婦人運動を活発に展開しました。しかし、部落の婦人はどうでしょう。差別と貧乏の苦しみのために、一般の婦人の運動に参加する事もできず、(中略)子供の教育を満足にできず、朝早くから夜おそくまで内職に精出さなければなりません。生活が苦しいのは甲斐性がないからであり、差別に憤りを感じてもなくしていくすべを知らず、自分達の生活が貧しくだらしがないからだときらめ、あるいは、がまんしておれば自然になるのだという「寝た子を起すな」の考え方にとらわれていた人が大多数だったのです。部落解放運動に参加する婦人はほとんどありませんでした⁷⁴。

「全国各地で部落解放運動が活発になり、婦人や子供の要求も積極的にとりあげられると、「いままで、部落解放運動を男がやるだけの運動だと、他人ごとのように考えていた婦人も、はじめて、運動を自分たちの問題だと考えるようになり、男子とともに行動するようになった⁷⁵。全婦への参加を通じて、身近な問題を仲間と共有する喜びを感じ、その仲間と、差別撤廃への具体的な要求のもとに学習し行動することで培われた自信が、部落女性に新しい力を与えた。1950年代から60年代の全婦は、回を重ねるにつれて、「涙の会合から、行動への協議へ」⁷⁶、「悲しみの集会、受け身の集会から、斗

う集会に発展」⁷⁷し、部落女性は、「物を考え、発言し、行動できる婦人に、一歩ずつ成長」⁷⁸していった。

1970年代に入り、部落差別のとらえ方が定式化されるにつれて、部落女性は、いっそう均質化・定型化された語りをつむぐようになる。このことを、部落解放同盟の中央集権型運動による言説のパターン化と見ることもできる。部落解放運動の言説にコントロールされた語りは、運動への求心と同一化を可能にした。同時に、自分の体験や感情を沈黙させられ、言語化されずにいた部落女性が、それらを言語化しはじめる契機ともなった。部落解放同盟の中央集権型組織のパワーと、部落解放運動による言説のパターン化のパワーに乗ったことで、言語化されなかったものを部落女性が言語化することを可能にしたと言える。

2.2 部落差別問題の解決を優先する差別認識の強化

一般女性が受ける差別との差異と、「部落婦人のおかれている社会的立場の自覚」の強調は、部落女性の認識にいかなる影響を与えたのだろうか。

部落女性による仕事保障要求闘争は、性別分業体制を維持できない実態を部落差別ととらえる認識と、部落差別のとらえ方を優先させた実態認識にとりこまれながら展開されていった。「私達の就職より、私達の主人が何故安定した職業に就けないのだろうか」という問題から、就職差別と解放理論を学んだ」⁷⁹、「私たちが婦人の仕事保障を考えると同時に、夫や息子の仕事保障の問題を忘れてはならない」⁸⁰といった発言がそのことを示している。

部落差別のせいでは仕事に就けないか、就けても不安定な仕事しかない。長時間労働で重労働のために、身体を壊して病気になり仕事ができなくなってしまう。住所を言えば雇ってもらえない。部落出身であることを明かされて転職をくりかえす。部落男性がこうした状態におかれているために、夫の賃金に依拠して生活できず、夫の分まで、あるいは夫に代わって働いている部落女性が大半を占め、部落女性の就労率は、被差別部落外の女性のそれと比べて非常に高かった。

「働かなくてもよいおおかさんになりたい」⁸¹と全婦で語った女性の言葉にあるように、「仕事の問題では、本当は奥さんが働らかな生活していけんとは情けないと思います。ご主人が働いて奥さんは家で子供の教育をしっかりとやるということぐらい、ご主人の給料が上がること」⁸²という中央本部の男性役員の「助言」にあるように、性別分業体制を維持できない状況におかれている実態が部落差別ととらえられた。日雇い仕事や建設会社の下請け仕事、内職、出稼ぎや行商、くず買い、中小零細企業や工場でのパー

トや臨時雇いといった不安定就労で、部落女性が昼夜働かざるを得ないのは、夫が部落差別のせいで安定した仕事に就けず、夫の収入だけでは家計が成立しないためだった。教育を受けておらず、文字も書けず、資格もなく、社会の最底辺におかれている部落女性は、農漁村で、炭鉱で、失対で、工場で、男性と同等に働いた。しかし賃金格差がある。どんな悪条件のなかでも、家族が生きていくために働かなければならない。低賃金を補うために、さらに加えて、パート、内職、行商に働きに出ざるを得なかった⁸³。「部落の婦人たちが働くということは生活の重みからきているのであり、一般婦人の場合とは異なる」⁸⁴と認識されていた。

部落解放同盟の山中多美男は、部落女性の労働実態を次のように説明している。

差別の本質は主要な生産関係から排除されているためとしていますが、これは日本の女性がパート・内職などの不安定な職業につかされて低賃金のしずめ石としておかれていることも同じです。そのために女が男に従属している。部落差別の社会的存在意義は部落差別が一般と分裂させるための道具としてあるのと同様に女が男より賃金が低いことで「下見て暮せ」という思想をうえつけ、男の不満を女性に押しつける。こうして男と女の間に真の団結をさせないために女性差別があり、労働者の低賃金のしずめ石を女性に担わせる。従って女性の解放と部落の解放は同じなんだということで、今後とも部落解放運動の重要な柱として位置づけ取り組んでゆかねばならないと思います（山中 1977：100）。

このように、部落差別のとらえ方を女性差別のとらえ方に援用して部落女性の労働実態を説明することは、下記のように、全婦においても基調提案されている。

女性の社会的地位は低く不平等であり、差別されていることはまちがいのない事実です。なぜでしょうか。（中略）部落民が生活の基盤である仕事をうばわれている。このことが差別を生みだすところのただ一つの本質であります。（中略）婦人のほんとうの解放をさまたげている根本の力は、男のわがままや女の卑屈ではなくて現代の資本主義にあります。（中略）部落の婦人は一般の婦人よりもなお、社会全体における位置が低いのです。なぜなら、部落そのものが低い位置におしこめられ、差別、圧迫をうけているからなのです。従って部落の婦人は部落民としての差別と、婦人としての差別圧迫をうけています。このような状態におかれている私達部落の婦人が、自分のおかれている社会的立場について考える時、私達をそのよう

な状態におとしられている部落差別とは何かをはっきり知ることが大切です。そこから差別をなくするためにはどうすればよいかということができます⁸⁵。

部落女性が提起した、家庭、地域、運動内における女性差別についても、部落差別認識にとりこむような「助言」が、中央本部役員から次のようにされている。

さっきからの話で、運動の中でも男女の差別があるということが出された。そのとおりだ。(中略) 各支部で婦人部をつくり要求を組織にもちこみ大衆闘争を起さなければ、親父たちの考えを脱皮させることはできない。(中略) やはり学習活動が非常に大切だ。部落差別がなぜあるのか、この問題をしっかりとつかんでほしい⁸⁶。

男の天下の状態が全国各地で解消していない、(中略) やはり私たちは闘う婦人部をつくりあげていく中でこそ、支部の男の幹部たちも納得させながら婦人部の意義を十分に認めさせていく方向があるということを実感しておかなければならない⁸⁷。

婦人が変革しないと子供もよくなりませんし、夫を変えることができません。解放一家をつくること(夫は解放同盟員、年寄は老人部、婦人は婦人部、青年は青年部、子供は部落子供会へ)その力で部落をかえて被差別統一戦線を形成すること⁸⁸。

部落差別への抵抗主体をつくるために、家族ぐるみ、部落ぐるみの運動を展開しようとする部落解放運動は、家族や地域の連帯を重視し、その中心的役割を女性に求めた。しかしその家族と地域に性別分業や性差別がある。「婦人部が結成されるまで私は人間扱いかいされませんでした。主人が、そういう人間ですの⁸⁹」と語った参加者がいる。全婦では、父や夫による虐待、抑圧、DV、父や夫の借金、不貞行為、飲酒、蒸発、ギャンブル、父や夫が給料を入れない、仕事をしない、といった実態に関する語りが頻出する。しかし、「夫婦げんかの根本を調べたら差別からきている。就職の機会均等がちゃんと保障されてないことからくる。そのことを見抜く力を、われわれが持っているかどうか」⁹⁰、「この亭主自体も、今日の差別という社会状況の犠牲者の一人であるから、その自分の亭主を変える努力がなされるべき⁹¹」といった、中央本部役員の発言のように、父や夫の行動は部落差別が理由であると「助言」される。女性からも、解放理論を学び、こ

これらの行動が部落差別に起因していることを「学習」していったと報告されている⁹²。

夫は長い出稼ぎの末、他の女性の許にさり（中略）部落解放運動に参加するなかで、（中略）出稼ぎに追いやった、部落の職業の自由のない差別の現実とのたたかいを決意しています⁹³。

学習をかさねるうちに父親の行動は部落民がゆえ、教育の機会均等・就職の機会均等などが、行政的に不完全にしか保障されなかったせいだとわかり、私の父に対する反感や怒りがうすれてきたことを喜んでおります⁹⁴。

少しずつ差別の本質に触れ、私が、夫を責めるのは間違っていたと悟ったのです。差別のゆえにできた人間、そう思えば、その腹立ちは、夫へではなく差別へ向くのです⁹⁵。

部落男性が、安定した労働市場から排除され、基幹労働者として、生産労働と賃労働を担っていく男性役割を果たせないことや、失業、低賃金、不安定就労が原因で、一家の長や大黒柱にさえなれず、主たる家計維持者としての役割を果たせないことが、部落差別ととらえられた。家庭内で女性が受ける苦難は、父や夫に対する部落差別の結果、もたらされたものとされた。公的領域における部落男性の人権侵害、その結果もたらされる、私的領域における部落男性から部落女性への人権侵害、そのいずれもが部落差別の結果であるとの差別認識であった。

当時の中央本部役員の中には、女性差別の問題解決を部落差別の問題解決に回収する考え方があった。全婦や婦人部は、部落差別解決を重点課題とする部落解放同盟が導き出した解放理論への認識を深め、「部落民」としての社会的立場を自覚し、部落差別認識を深める場であった。また、部落差別の認識を女性差別の認識に援用し、一般女性と部落女性の被る差別の差異を強調する場でもあった。

一般女性との共闘で、「部落差別を基底としての婦人問題の学習をしているが、やはり婦人解放が前面に出ていると反省し、はずかしい思いをしている。目標はあくまでも、部落差別をなくすたたかいをしていく」⁹⁶、「まだまだ「女性差別」を考えるとところまで部落の婦人は解放されていない。それは、部落差別の本質である仕事の問題」などの原因がある（座談会 1975:106）といった発言、女性差別の実態を訴えながらも、「部落民」としての社会的立場の自覚がなければ女性としての地位の向上も解放も望めないとの論

に帰結している発言⁹⁷、「部落が解放されれば、必然的に女性も解放されるのだ、というをよくききますが、これでは、部落婦人は女性解放運動をどのようにとらえ、どのように闘いを進めたらよいかということを、具体的に示したことはありません」⁹⁸との発言は、女性差別を部落差別に収斂し、さらに部落差別解決を重点課題とする差別認識と解放の主体構築の徹底化が行われていた状況を物語っている。

50年に及ぶ全婦の歴史において、参加者人数が最大を記録したのは、第18回全婦（1973年）の6000名で、第16回全婦（1971年）と第20回全婦（1975年）がそれに次いで、参加者数4500名であった。このことから、1970年代の全婦には多くの部落女性が参加していたことがわかる。部落解放運動に多くの女性が参加し、女性共闘も多領域へと広がりをもせるなかで、家庭、地域、運動における女性差別体質を告発する声がくりかえされていく。こうした動きに対して部落解放同盟は、論点のすりかえを行った。一般の女性差別問題は、男女の平等が実現すれば解決する問題であり、労働問題も同一労働同一賃金を確立すれば解決する。しかし被差別部落の場合は、被差別部落全体が社会から差別されているため、まず部落解放が行われなければ、男女同権が確立しても部落女性が解放されたことにはならない。部落女性の受ける差別は一般女性の受ける差別とは異なっているため、部落女性は、部落差別の本質について理論学習を進め、「部落民」としての社会的立場の自覚のうえに差別の問題を論じるべきであって、一般的な女性差別の問題から論じるべきではない、というものである。

そこには、女性差別問題に対する認識の希薄性、部落男性の加害性に対する自覚の欠如、部落差別こそが最も深刻であってその解決が最優先課題であるという認識論の存在、そして女性共闘の進展によりもたらされる運動の分裂への危惧などの要因があったと思われる。部落解放同盟は、男性中心の運動や理論を補完する立場として部落女性を位置づけ、部落女性の二重差別論と解放のありようを運動や理論の主流にはしなかった。

朝田は部落女性に、「部落民」として差別されている社会的立場の自覚を高めさせることで、被差別部落内の団結を要求し、さらには、共闘に部落問題をもちこませ、すべての問題に部落問題を位置づけることを要求した。あらゆる運動に部落問題をもちこみ、部落問題とのかかわりに目を向けさせた結果、他の運動における部落問題への認識を深める効果を確かに生み出した。朝田が「三つの命題」⁹⁹として差別認識論を明文化したことにより、「部落民」の社会的立場の自覚は進んだ。行政闘争の論理として、差別認識論と社会的立場論が有効に機能したのみならず、差別の位相から脱却できないまま継続している日本の社会運動への警鐘も可能にした。朝田は、日本の社会構造のなかに、差別の論理が自然にしみ込んでいるという警鐘を鳴らし続け、日本の労働運動や女性解

放運動における部落問題への無視・無知・偏見を批判してきた。部落差別の現実と「部落民」の存在を見ようともせず、差別の位相のうえに乗った構造を脱却できずに継続してきた、日本の社会運動への批判であった。前述した、もろさわに対する谷口の批判はここから派生している。

事実、独自性の強調は、他の社会的諸問題との共通性への軽視を生みだし、排他的な一面を持ったことも否めない。しかし、朝田の理論とそれに基づく部落解放運動のプロセスがなければ、現在展開されている、部落解放運動の主体構築に基づく反差別・人権運動としての基盤を作り出し得ず、共同闘争主導の運動は、その内実を伴わないものになったであろうことも事実である。

「部落女性」と本稿で規定した一人ひとは、Aでもあり、Bでもあり、Cでもある。しかし差別は、そうした不可分な存在を全的な存在や単一の存在として規定する。その差別に対する部落女性の抵抗は、自らの問題や自己の存在を全体的にとらえる理論や運動を必要としていた。部落差別認識と、「部落民」としての社会的立場の自覚を徹底化する朝田の理論には、自らの問題や自己の存在を全体的にとらえようとする部落女性のニーズに対応する思想的可能性があったと言える。被差別部落住民であり、女性であり、不就学・低学歴であり、低賃金不安定非熟練労働者である、といったいくつもの条件のからみあいのなかに、部落女性がのがれがたく位置づけられている。その自らの状況を決定づけているのが部落差別であり、その差別に対する「部落民」としての社会的立場の自覚が必要である、との差別認識と社会的立場の自覚を獲得した。そのプロセスを経たことで、それらを起点にしなが、自らの状況を決定づけているいくつもの条件の共通性と独自性への認識と自覚をもつことができるようになったのではないだろうか。

3 差別と解放主体に関する部落女性の認識

1970年代の全婦において反復された、「差別の本質」、「社会的立場の自覚」といった表現は、5つの効果をもたらした。1つには、部落女性が位置づけられているいくつもの条件のからみあいについて、部落差別のとらえ方をもって差別を全体的に認識させる効果を部落女性に与えた。2つ目の効果として、「部落民」としての社会的立場の自覚から、全体的な存在としての自らの主体性を、部落女性が認識するようになったことがあげられる。3つ目の効果として、部落差別認識を女性差別認識に应用することで、女性差別を認識する効果をもたらした。4つ目に、言説のパターン化が、自らがおかれて

いる立場を言語化できずにいた部落女性に、自らの立場を認識し言語化させるパワーを与えたという効果である。そして5つ目の効果が、これらが相互作用しながら、部落女性を部落解放運動に動員するのに成功したことである。

部落女性は、自らの主体性形成の場を、部落解放同盟婦人部に見いだした。行政闘争と同和对策事業によって実現した、部落女性の生存権保障と生活環境改善は、部落解放同盟婦人部であったからこそ可能であったことは事実である。生存権保障がなにより優先されるほどに、生活実態や労働実態は厳しいものだった。部落女性の独自の要求は、中央本部の運動方針と整合性をもちながら、部落解放同盟婦人部として展開された。要求闘争による同和对策事業の制度化が急激な生活環境改善をもたらしたのは、部落解放同盟が中央集権型体制であったから実現したとも言える。さらに、差別認識論と社会的立場の自覚論を部落女性に急速に普及させたのも、また、言説のパターン化による言語化のパワーを部落女性に与えたのも、部落解放同盟婦人部への参加によって具現化したことであった。さまざまな問題や弱点をもちながらも、当時の状況のなかで、人間の生存権と尊厳を求めた部落解放運動は、日本の社会運動の地平を切り拓き、他のマイノリティ運動に波及効果をもたらした。

部落女性の要求闘争が、労働や福祉面での既存の基準の引き上げに貢献した事実が、女性解放運動に認知されてこなかったのは、部落解放同盟婦人部という限られた範囲内にとどまる運動として、あるいは部落解放運動のなかで完結する言説として、女性解放運動にみなされていたからであろう。女性解放運動における部落女性の不在と、部落女性が女性解放運動に感じた思想と実践の距離は、部落女性と女性解放運動とのずれ違いを生み出した。このずれ違いは、部落女性が、主体性形成の場を、部落解放同盟婦人部に見だし、部落差別理論で経験を認識および言語化し、「部落民」として主体性を構築することに拍車をかけた。

性別分業体制を維持できない実態を部落差別ととらえ、また母性の保護や母としての役割遂行を奪われていることを女性差別ととらえ、それらを権利として保障すべく、部落女性は、仕事保障、妊産婦対策、保育、教育等にかかわる施策や事業を行政に要求していった。1970年代に本格的に展開された行政闘争と同和对策事業に広がりや深まりをもたせた部落女性の活動は、国際的な女性の人権基準と出会ったことで、女性の権利の視点を結合させながら部落解放運動に成果をもたらした。家庭、地域、運動で直面する苦難の経験や生活実態を女性差別として提起する視点も獲得していく。しかし、女性共闘の進展に対する危惧から、男性中心の性格を有した部落解放同盟が論点のすりかえを行い、部落差別認識と部落差別からの解放主体認識を部落女性に強化させていった。

部落女性が被る二重差別と部落女性の社会的立場に関する議論は、全婦ならびに婦人部における、保育、教育、福祉、生活などの分野でなされ、全国大会の運動方針を補完する役割に集約されていくこととなった。「保育の問題は婦人部がやる、女がやるという意見が中心のようですが、保育が女の人の問題というふうにとらえられるのは、婦人解放の視点からいうと、問題があるのではないかと思うんです」¹⁰⁰との発言にあるように、婦人部活動を女性解放の視点からとらえなおす必要性が1970年代後半に提起されているが、多数意見ではない。全婦、婦人部、そして女性共闘を、部落解放同盟や部落解放運動の周縁におくことで、部落解放運動は、組織と運動の男性の中心性を強化した。さらに、「二重差別」と「部落婦人のおかれている社会的立場」を強調することで、部落差別認識と「部落民」の主体性における男性の中心性も強化した。男性中心の解放理論や運動方針を問い直すのではなく、それらを強化する方向にこれら概念が効果を発揮したのである。

「二重差別」と「部落婦人のおかれている社会的立場」を強調することは、「部落民＝男性」ならびに「女性＝一般女性」を基準にし、部落女性を、「部落民」や「女性」の主体性論から周縁化させていった。周縁化された部落女性の主体性論は、「母」として立ち現れることになる。国際女性年の1975年に開催された第20回全婦が、「母は闘わん」の歌を採択し¹⁰¹、その後毎年の全婦で参加者が歌い継いでいることは象徴的である。

国際的な女性の人権に関する基準および女性解放運動との出会いは、こうした部落女性の差別認識と主体性形成に葛藤や揺らぎをもたらしていく。自らのおかれている立場を言語化できなかった部落女性が、部落解放運動による解放理論を学びながら、言説をパターン化させていく1970年代を経て、1980年代には、女性の人権に目覚め、自らの体験や感情に女性の人権基準を結合させていくようになる。自らの言説を獲得することで、部落女性の差別認識と主体性形成の基盤に変化が生まれ、部落解放運動における自分の立ち位置を確信するようになる1980年代の全婦の議論については別稿で考察する（熊本近刊）。

注

- 1 1956年の第1回から1992年の第37回は、「部落解放全国婦人集会」、1993年の第38回以降は、「部落解放全国女性集会」の名称で開催されている。
- 2 『部落解放全国婦人集会報告書』1956年、1、20頁。1958年の第3回全婦では、労働者としての差別が加わり「三重の圧迫」の表現がみられる（『第3回部落解放全国婦人集会の手びき』1958年、11頁、『解放新聞』1958.5.15）。

- 3 本稿では、資料・文献等からの引用ならびに固有名詞の表記の場合は「婦人」を使用し、それ以外は「女性」を使用する。
- 4 1950年代および1960年代の全婦の議論については、(熊本 2004, 2015) を参照。
- 5 本稿は、部落解放同盟中央本部あるいは部落解放同盟中央婦人対策部が編集発行した全婦の討議資料ならびに報告書に基づいて分析を行っている。これら資料からの引用については、脚注に典拠した文献を示す。
- 6 『部落解放第21回全国婦人集会報告書』1977年、53頁。
- 7 『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、199頁。
- 8 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、112頁。
- 9 『部落解放第23回全国婦人集会報告書』1978年、42頁。
- 10 『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1976年、205頁。
- 11 『部落解放第18回全国婦人集会報告書』1974年、283, 314頁、『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1976年、205頁。
- 12 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、78頁。
- 13 『部落解放第20回全国婦人集会討議資料』1974年、85頁。
- 14 『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1976年、201頁。
- 15 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、78頁。
- 16 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、91頁。
- 17 『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1977年、122頁。
- 18 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、66頁。
- 19 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、61-2頁。
- 20 『部落解放第24回全国婦人集会討議資料』1979年、20-1頁。
- 21 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、7頁、『部落解放第24回全国婦人集会報告書』1980年、41頁。
- 22 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、96頁。
- 23 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、96頁。
- 24 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、7頁。
- 25 奈良県出身の部落解放運動家で1953年から1963年まで中央本部役員を務めた松田喜一が、婦人部の学習会で、「婦人が変われば部落が変わる」「運動をする中で女は美しくなる」と説いた、と部落女性たちが発言している(『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、69, 75, 387頁、『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1976年、261頁)。

- 26 『部落解放第13回全国婦人集会報告書』1968年、168頁。
- 27 当時の役員選出は、選挙制度ではなく、選考委員会方式だったために、都府県連推薦に基づく中央役員選考委員会が合議で決定するという形だった。背景にあった組織問題から当該県連からの推薦ができなかったという事情があった。
- 28 『部落解放第23回全国婦人集会討議資料』1978年、4-5、25-6頁。
- 29 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、102頁。
- 30 『部落解放第22回全国婦人集会報告書』1978年、68頁。
- 31 『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、30-1頁。
- 32 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、26-30頁。
- 33 『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、198頁。
- 34 『部落解放第18回全国婦人集会報告書』1974年、84頁。
- 35 『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、45-6頁。
- 36 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、44頁。
- 37 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、61-3頁。
- 38 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、32頁。
- 39 『部落解放第20回全国婦人集会討議資料』1974年、38頁。
- 40 指定病院での出産費用無料、栄養費・養成費・検診費・出産助成金や牛乳等の支給、未熟児出産に対する保障、妊産婦の健康診断保障、被差別部落担当の保健婦の常駐や巡回、妊産婦・乳幼児の栄養・健康・衛生保健指導を獲得していった。
- 41 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、258頁。
- 42 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、428頁。
- 43 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、64頁。
- 44 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、44頁。
- 45 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、83頁。
- 46 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、430頁。
- 47 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、190頁。
- 48 『部落解放第18回全国婦人集会報告書』1975年、652頁。
- 49 『部落解放第20回全国婦人集会討議資料』1974年、5頁。
- 50 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、3頁。
- 51 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、5頁。
- 52 『部落解放第21回全国婦人集会報告書』1977年、187-8頁。
- 53 『部落解放第24回全国婦人集会討議資料』1979年、103-4頁。

- 54 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、229頁、『部落解放第22回全国婦人集会討議資料』1977年、28頁、『部落解放第23回全国婦人集会討議資料』1978年、161-2頁。
- 55 『部落解放第22回全国婦人集会討議資料』1977年、200頁。
- 56 『部落解放第24回全国婦人集会討議資料』1979年、172頁。
- 57 『部落解放第23回全国婦人集会討議資料』1978年、5頁。
- 58 『部落解放第22回全国婦人集会討議資料』1977年、200頁。
- 59 『部落解放第24回全国婦人集会討議資料』1979年、22頁。
- 60 『部落解放第22回全国婦人集会討議資料』1977年、28頁。
- 61 『部落解放第21回全国婦人集会報告書』1977年、40頁。
- 62 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、64頁。
- 63 『部落解放第21回全国婦人集会報告書』1977年、187頁。
- 64 『部落解放第24回全国婦人集会報告書』1980年、38頁。
- 65 『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1976年、229頁。
- 66 『部落解放第18回全国婦人集会報告書』1974年、97頁。
- 67 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、42-3頁。
- 68 『解放新聞』1971.12.20、『解放新聞』1972.1.31、『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、57頁。
- 69 『部落解放第18回全国婦人集会報告書』1974年、41頁。
- 70 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、41、129頁、『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、51頁。
- 71 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、41-2頁。
- 72 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、86頁。
- 73 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、420頁。
- 74 『部落解放第6回全国婦人集会の記録』1961年、3頁。
- 75 『部落解放第6回全国婦人集会の記録』1961年、4頁。
- 76 『部落解放第5回全国婦人集会報告集』1960年、6頁。
- 77 『部落解放第6回全国婦人集会の記録』1961年、6頁。
- 78 『部落解放第5回全国婦人集会報告集』1960年、53頁。
- 79 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、157頁。
- 80 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、200頁。
- 81 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、183頁。

- 82 『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1976年、241頁。
- 83 『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、128、198頁、『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、367頁、『部落解放第18回全国婦人集会報告書』1974年、394-6頁、『部落解放第23回全国婦人集会報告書』1978年、62頁。
- 84 『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、128頁。
- 85 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、23-4頁。
- 86 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、95頁。
- 87 『部落解放第18回全国婦人集会報告書』1974年、103頁。
- 88 『部落解放第19回全国婦人集会報告書』1975年、21頁。
- 89 『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1976年、58頁。
- 90 『部落解放第18回全国婦人集会報告書』1974年、150頁。
- 91 『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、377頁。
- 92 『部落解放第19回全国婦人集会報告書』1975年、21頁、『部落解放第24回全国婦人集会報告書』1980年、45頁。
- 93 『部落解放第15回全国婦人集会報告書』1971年、389頁。
- 94 『部落解放第17回全国婦人集会報告書』1973年、381頁。
- 95 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、90頁。
- 96 『部落解放第20回全国婦人集会報告書』1976年、181頁。
- 97 『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、96頁、『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、126-7頁。
- 98 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』1974年、61頁。
- 99 1961年の部落解放同盟第16回全国大会以降、明らかにされた、部落差別のとりえ方の基本命題。「部落差別の本質」「部落差別の社会的存在意義」「社会意識としての差別観念」から成る(村越 2001:1012)。
- 100 『部落解放第21回全国婦人集会報告書』1977年、137頁。
- 101 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』1976年、6頁。

【文献】

- 朝田善之助, 1969, 『差別と闘いつづけて——部落解放運動50年』朝日新聞社。
- 部落解放同盟中央青婦対策部・部落解放婦人集会実行委員会, 1956, 『部落解放全国婦人集会報告書』。
- 部落解放同盟中央本部, 1958, 『第3回部落解放全国婦人集会の手びき』。

- , 1960, 『部落解放第5回全国婦人集会報告書』.
- , 1961, 『部落解放第6回全国婦人集会の記録』.
- , 1968, 『婦人の力と要求闘争——部落解放第13回全国婦人集会・部落解放第1回全国婦人活動者会議報告書』.
- , 1970, 『部落解放第15回全国婦人集会討議資料——70年代の解放部落婦人活動』.
- , 1971, 『70年代の婦人活動——部落解放第15回全国婦人集会報告書』.
- , 1971, 『全国水平社創立50周年記念部落解放第16回全国婦人集会討議資料』.
- , 1972, 『婦人活動の伝統——全国水平社創立50周年記念部落解放第16回全国婦人集会報告書』.
- , 1972, 『第17回部落解放全国婦人集会討議資料』.
- , 1973, 『婦人の自覚と日常活動——部落解放第17回全国婦人集会報告書』.
- , 1973, 『部落解放第18回全国婦人集会討議資料』.
- 部落解放同盟中央婦人対策部, 1974, 『部落解放第18回全国婦人集会報告書』.
- 部落解放同盟中央本部, 1974, 『部落解放第19回全国婦人集会討議資料』.
- , 1975, 『部落解放をめざす婦人活動の課題——部落解放第19回全国婦人集会報告他』.
- , 1975, 『部落解放第20回全国婦人集会討議資料』.
- , 1976, 『解放をめざす婦人活動——部落解放第20回全国婦人集会報告書』.
- 部落解放同盟中央婦人対策部, 1976, 『部落解放第21回全国婦人集会討議資料』.
- 部落解放同盟中央本部, 1977, 『解放をめざす婦人活動——部落解放第21回全国婦人集会報告書』.
- 部落解放同盟中央婦人対策部, 1977, 『部落解放第22回全国婦人集会討議資料』.
- , 1978, 『解放をめざす婦人活動——部落解放第22回全国婦人集会報告書』.
- , 1978, 『部落解放第23回全国婦人集会討議資料』.
- , 1978, 『解放をめざす婦人活動——部落解放第23回全国婦人集会報告書』.
- , 1979, 『部落解放第24回全国婦人集会討議資料』.
- , 1980, 『解放をめざす婦人活動——部落解放第24回全国婦人集会報告書』.
- 部落解放研究所, 1980b, 『部落解放運動基礎資料集 第Ⅱ巻 全国大会運動方針 第21～29回』 部落解放同盟中央本部.
- , 1980c, 『部落解放運動基礎資料集 第Ⅲ巻 全国大会運動方針 第30～35回』 部落解放同盟中央本部.

- 熊本理抄, 2004, 「『部落解放』 婦人運動に関する考察」『人権問題研究資料』18: 49-69.
- , 2015, 「被差別部落女性の主体性形成に果たした全国婦人集会の役割に関する一考察」『人権問題研究所紀要』29: 21-56.
- , 近刊, 「被差別部落女性にみられる女性の権利の意識化——1980年代の部落解放全国婦人集会での議論から」『人権問題研究所紀要』30.
- 森田益子, 2012, 『自力自闘の解放運動の軌跡——被差別部落に生まれ、育ち、闘う』解放出版社.
- 森田益子・もろさわようこ, 1991, 『人間に光あれ』径書房.
- もろさわようこ, 1974, 「対談=部落と女にとって解放とは何か」『おんな・部落・沖縄——女性史をとおして』未来社, 169-93.
- Moser, Caroline O. N., 1993, *Gender Planning and Development: Theory, Practice & Training*, Routledge. (=1996, 久保田賢一・久保田真弓訳『ジェンダー・開発・NGO——私たち自身のエンパワーメント』新評論.)
- 村越末男, 2001, 「三つの命題」『部落問題・人権事典』解放出版社, 1012-3.
- 山中多美男, 1977, 「部落婦人の実態と国内行動計画」『部落解放』107: 95-107.
- 座談会, 1975, 「国際婦人年と部落解放婦人のたたかい」『部落解放』78: 96-108.

本研究は、2013年度から2014年度の日本学術振興会科学研究費助成事業による「被差別部落女性をめぐる差別構造とエンパワーメントプロセスに関する研究」(研究代表者: 熊本理抄、課題番号25570020) の研究成果の一部である。